

共同住宅の各戸検針・各戸徴収の手引書
(既 設 用)

寝屋川市水道局

既設直結直圧共同住宅における各戸検針（平置直読式）
及び料金徴収に関する契約書

寝屋川市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
とは、乙が管理する共同住宅における各戸検針及び料金徴収の取扱いについて次のとおり契約を締結する。

（契約の対象）

第1条 この契約の対象となる共同住宅（以下「対象共同住宅」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅名
- (2) 共同住宅所在地
- (3) 共同住宅棟数及び戸数

_____棟 _____戸 その他_____

（各戸メーターの貸与）

第2条 対象共同住宅内の各戸メーター（以下「各戸メーター」という。）は、甲が乙に貸与する。

（各戸メーターの管理責任）

第3条 乙は、善良なる管理者の注意をもって各戸メーターを管理し、故意又は重大な過失により亡失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（検針）

第4条 甲は、甲が定める定例検針日（以下「定例検針日」という。）に各戸メーターを検針する。

2 各戸検針は、この契約の締結日の属する日の翌々月以後の最初の定例検針日から行う。

（お知らせ票投入）

第5条 乙は、「水道使用量のお知らせ」票を投入するため、対象共同住宅内の各戸（以下「各戸」という。）の玄関ドア又はエントランスに投入口又は全部屋番号を明記した投入箱を設置するものとする。

(水道料金の算定及び徴収)

第6条 各戸の水道料金等は、甲が、寝屋川市水道事業給水条例（昭和52年寝屋川市条例第18号。以下「条例」という。）第24条第4項の規定に基づき、各戸の水道使用水量を計量し、各戸の水道使用者から徴収する。

(水道料金の納入)

第7条 乙の水道料金の納入方法は、対象共同住宅の全戸口座振替によるものとする。

(管理人の選定等)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事務を行うに適した管理人を選定し、甲が定める届出書を提出するものとする。

- (1) 各戸水道使用者の入退去及び使用形態の変更に係る届出に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事務連絡調整に関すること。

(自動ドアの開閉)

第9条 対象共同住宅の出入口にオートロック式自動ドアの設備があるときは、乙は、水道局職員又は水道局委託業者が身分証明書を提示し、各戸の定例検針、使用開始中止による止水栓の開閉、水道料金の徴収等で通行を申し出たときは、オートロック式自動ドアのロックを解除し、通行させるものとする。

(水道料金等の未納者に対する措置)

第10条 甲は、各戸の水道使用者が水道料金を納入期限内に納入しないときは、当該未納者に対し督促の通知を行い、なお納入されないときは、条例第36条の規定に基づき、その理由の継続する間、給水を停止する。

(届出)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に届けなければならない。

- (1) 第8条に規定する管理人に変更があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約内容に変更があったとき。

(苦情処理)

第12条 各戸水道使用者から各戸までの給水施設について苦情を受けたときは、すべて乙が処理しなければならない。

(周知及び協力)

第13条 乙は、各戸の水道使用者に対して常にこの契約の内容を周知し、甲の業務

が円滑に処理できるように協力しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約の条項及び甲の定める水道メーター設置基準に違反し、
勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあつても、甲は、その責めを負わない。

3 乙が契約を解除しようとするときは、甲に契約の解除の申出書を提出しなければならない。

4 第1項又は第3項の規定により契約を解除された場合は、乙は、甲から貸与された各戸メーターを速やかに返納しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項については、条例その他の甲が定める規定に準じて甲、乙協議の上定めるものとする。

(契約の有効期限等)

第16条 この契約の有効期限は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、契約期間満了1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この契約をこの契約と同一条件で更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

既設共同住宅における各戸検針（平置直読式）及び料金徴収に関する契約書

寝屋川市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
とは、乙が管理する共同住宅における各戸検針及び料金徴収の取扱いについて次のとおり契約を締結する。

（契約の対象）

第1条 この契約の対象となる共同住宅（以下「対象共同住宅」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅名
- (2) 共同住宅所在地
- (3) 共同住宅棟数及び戸数

_____棟 _____戸 その他_____

（受水槽等の設備及び水質の保全の維持管理）

第2条 甲の維持管理の範囲は、漏水修理は配水管と対象共同住宅の受水槽の間に設置した水道メーター（以下「親メーター」という。）の上流側、水質については、受水槽の入口までとし、配水管から分岐した給水管の改修工事等については乙の負担とする。

2 受水槽から各戸までの給水施設の維持管理及び水質の保全については、関係法令を遵守し、すべて乙の責任において行うものとする。

3 甲は、必要と認めたときは、対象共同住宅の受水槽から各戸までの給水施設の検査を行い、乙の負担で適当な措置をさせることができるものとし、乙はこれを拒むことができないものとする。

（各戸メーターの貸与）

第3条 対象共同住宅内の各戸メーター（以下「各戸メーター」という。）は、甲が乙に貸与する。

（各戸メーターの管理責任）

第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって各戸メーターを管理し、故意又は重大な過失により亡失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(検針)

第5条 甲は、甲が定める定例検針日（以下「定例検針日」という。）に親メーターと同時に各戸メーターを検針する。

2 各戸検針は、この契約の締結日の属する日の翌々月以後の最初の定例検針日から行う。

(お知らせ票投入)

第6条 乙は、「水道使用量のお知らせ」票を投入するため、対象共同住宅内の各戸（以下「各戸」という。）の玄関ドア又はエントランスに投入口又は全部屋番号を明記した投入箱を設置するものとする。

(水道料金の算定及び徴収)

第7条 各戸の水道料金等は、甲が、寝屋川市水道事業給水条例（昭和52年寝屋川市条例第18号。以下「条例」という。）第24条第4項の規定に基づき、各戸の水道使用水量を計量し、各戸の水道使用者から徴収する。

2 共用使用水道（集会所、共用給水栓、散水栓等をいう。以下同じ。）及び管理事務室についてそれぞれ単独に各戸メーターが設置されていない場合は、次の算式により算定した水量を1つの給水栓から使用されたものとして、その水量に係る水道料金等を乙から徴収する。

[算式]

共同使用水道及び管理事務室の水道料金の算定水量＝

親メーターの検針水量－各戸メーター検針水量の合計水量

3 要綱第3条第3号に規定する共用使用水道及び管理事務室について、それぞれ単独に水道メーターが設置されている場合において、親メーターの検針水量から各戸メーターの検針水量の合計水量を差し引いた水量（以下「差水」という。）が親メーターの検針水量の100分の5以上である場合は、次の算式により算定した水量分の水道料金等を1つの給水栓から使用されたものとして、乙から徴収する。ただし、差水が親メーターの検針水量の100分の5未満（各戸メーターの検針水量の合計より親メーターの検針水量が少ない場合を含む。）の場合があっても水道料金等の還付は行わないものとする。

[算式]

水道料金等徴収水量＝（差水）－（親メーターの検針水量×5/100）

(水道料金の納入)

第8条 乙の水道料金の納入方法は、対象共同住宅の全戸口座振替によるものとする。

(管理人の選定等)

第9条 乙は、次の各号に掲げる事務を行うに適した管理人を選定し、甲が定める届出書を提出するものとする。

- (1) 共用使用水道の使用に係る水道料金の納入に関すること。
- (2) 各戸水道使用者の入退去及び使用形態の変更に係る届出に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事務連絡調整に関すること。

(自動ドアの開閉)

第10条 対象共同住宅の出入口にオートロック式自動ドアの設備があるときは、乙は、水道局職員又は水道局委託業者が身分証明書を提示し、各戸の定例検針、使用開始中止による止水栓の開閉、水道料金の徴収等で通行を申し出たときは、オートロック式自動ドアのロックを解除し、通行させるものとする。

(水道料金等の未納者に対する措置)

第11条 甲は、各戸の水道使用者が水道料金を納入期限内に納入しないときは、当該未納者に対し督促の通知を行い、なお納入されないときは、条例第36条の規定に基づき、その理由の継続する間、給水を停止する。

(届出)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に届けなければならない。

- (1) 第9条に規定する管理人に変更があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約内容に変更があったとき。

(苦情処理)

第13条 各戸の水道使用者から受水槽から各戸までの給水施設について苦情を受けたときは、すべて乙が処理しなければならない。

(周知及び協力)

第14条 乙は、各戸の水道使用者に対して常にこの契約の内容を周知し、甲の業務が円滑に処理できるように協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約の条項及び甲の定める水道メーター設置基準に違反し、

勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その責めを負わない。

3 乙が契約を解除しようとするときは、甲に契約の解除の申出書を提出しなければならない。

4 第1項又は第3項の規定により契約を解除された場合は、乙は、甲から貸与された各戸メーターを速やかに返納しなければならない。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項については、条例その他の甲が定める規定に準じて甲、乙協議の上定めるものとする。

(契約の有効期限等)

第17条 この契約の有効期限は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、契約期間満了1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この契約をこの契約と同一条件で更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

決 裁	課 長	課長代理	係 長	係 長	係 員	文書主任
	/	/	/	/	/	/

共同住宅の各戸検針・料金徴収取扱申請書

年 月 日

(あて先)

寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者

所有者

住 所

氏 名 ⑩

電話番号 - -

共同住宅等における各戸検針及び料金徴収に関する取扱要綱により、共同住宅等の各戸検針・料金徴収の取扱いを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 共同住宅等の住所 寝屋川市

2 共同住宅等の名称

3 水道局親メーターのお客様番号

台帳番号.....頁番号.....水栓番号.....

4 建物規模の状況 地 上.....階 地 下.....階

総戸数.....戸 入居者数.....戸

その他の施設（集会所、散水栓等）内容と戸数

.....戸

.....戸

合 計戸

5 検針機器の状況

直読式メーター 13 mm.....個 20 mm.....個 25 mm.....個

遠隔式メーター 13 mm.....個 20 mm.....個 25 mm.....個

共同住宅管理人選定（変更）届出書

年 月 日

(あて先)

寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者

所有者等

住 所

氏 名 ⑩

電話番号 — —

次のとおり、管理人を選定（変更）したのでお届けします。

記

1 共同住宅等の住所 寝屋川市

2 共同住宅等の名称

3 水道局親メーターのお客様番号

台帳番号.....頁番号.....水栓番号.....

4 (新) 管理人

氏 名

部屋番号

電話番号 — —

(旧) 管理人

氏 名

部屋番号

電話番号 — —

共同住宅等における各戸検針・料金徴収申請者名簿

年 月 日

共同住宅等の住所 寝屋川市

共同住宅等の名称

水道局親メーター
のお客様番号 台帳番号.....頁番号.....水栓番号.....

申請人（所有者等） 住 所

氏 名 印

上記申請人（所有者等）を代表とし「共同住宅における各戸検針及び料金徴収の取扱いに関する要綱」第5条第3項に規定する契約の締結並びにその内容について承諾し下記により申請します。

共同住宅各戸水道使用者名簿				
部屋番号	フリガナ	電話番号	料金の口座振替金融機関 いずれか○印 銀行等・郵便局	申請印
	使用者氏名			
			銀行等・郵便局	
			銀行等・郵便局	
			銀行等・郵便局	

年 月 日

(あて先) 寝屋川市上下水道事業管理者

共同住宅各戸検針・料金徴収取扱申請に係る誓約書

共同住宅の各戸検針・料金徴収取扱申請を行いました「事前打合せ書」並びに「審査結果」における、貴水道局の指導内容について、改良工事又改善対策を行うことを誓約致します。

また、未改良が原因と考えられる故障等についても自費で修繕を行います。

給水装置は適正に管理を行い、漏水等給水装置に異常が発生した場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に依頼し対処します。

管理義務を怠ったために生じた損害は申請者の責任とします。

給水装置を第3者に譲渡する際には速やかに水道事業管理者に届出るとともにこの誓約書の内容を継承します。

申 込 者

住 所

氏 名

印

電 話